

## 特例郵便等投票ができます

新型コロナウイルス感染症で療養等をしている方で、一定の要件に該当する方は、今回の衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の投票を郵便等で行うことができます（特例郵便等投票）。

### 1 特例郵便等投票の対象となる方

満18歳以上の日本国民（失権者を除く。）で、①・②のいずれにも該当する方

①次のいずれかに該当する方

- ・感染症法・検疫法の規定により外出自粛要請を受けた方
- ・検疫法の規定により隔離又は停留の措置を受けて宿泊施設内に収容されている方

+

②外出自粛要請等の期間が、

令和3年10月20日(水)～10月31日(日)までの期間にかかる見込まれる方  
(投票用紙等の請求時点で判断します)

※濃厚接触者の方は対象ではありませんが、投票所等で投票ができます。  
(マスクの着用や手指の消毒など感染拡大防止の徹底をお願いします)

### 2 手続の概要

特例郵便等投票を希望される方は、10月27日(水)17時までに(必着)、選挙人名簿登録地(在外選挙人名簿登録地)の市町(区村)の選挙管理委員会に投票用紙を請求することが必要です。

